

答 申 第 1 号
平成 19 年 7 月 28 日

北広島市長
上 野 正 三 様

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 中 村 睦 男



個人情報の外部提供に係る答申について

平成 19 年 6 月 22 日付北広市民第 142 号にて諮問のあった下記の個人情報の外部提供について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定による審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

- | | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 個人情報取扱事務の名称 | 後期高齢者医療制度事務 |
| 2 諮問事項の具体的な内容 | 後期高齢者医療制度の創設に伴う個人情報の提供について |
| 3 理由 | 由 「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成 20 年度から北海道における後期高齢者医療を北海道後期高齢者医療広域連合（特別地方公共団体）が中心となって運営することから、北広島市の対象者の個人情報を提供するため |

(諮問 第1号)

答 申

実施機関 北広島市長が平成19年3月に設立された北海道後期高齢者医療広域連合（連合長 網走市長 大場脩）に、75歳以上の後期高齢者及び一定の障がいのある65歳以上の前期高齢者等の個人情報オンライン結合により提供することは、妥当なものと判断する。

ただし、結合するシステム相互において万全なセキュリティ対策を講じること。

【審査会の結論】

実施機関が平成20年度4月から実施される後期高齢者医療に関し、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に75歳以上の後期高齢者及び一定の障がいのある65歳以上の前期高齢者等（以下「対象者」という。）の個人情報を提供することは、医療保険制度の改正に伴うものであり、対象者が適正な医療を受けるためには必要なことと考えられる。

また、実施機関と広域連合とが共に対象者の医療保険を担うことから、相互における必要な情報の共有を行い、対象者における医療給付や保険証の交付等の即時性を高めることは、対象者に対するサービスの維持向上に繋がることからオンライン結合は、やむを得ないものと判断する。

ただし、短期間でシステム構築を進めていることから情報漏洩等が生じないように、情報のセキュリティ対策に万全を図り、常に必要な措置を講ずるよう求める。

【審議の内容】

国の「医療制度改革の基本方針」（平成15年3月閣議決定）に基づき平成18年6月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、対象者の医療保険制度が平成20年4月から大きく変更される。

これまでの「老人保健法」では、国民健康保険や保険者等の費用負担により、各自治体において老人保健を運営してきた。

改正された「高齢者の医療の確保に関する法律」では、対象者の医療保険を運営するため、各都道府県においてそれぞれ区域内の全市町村を一つとする広域単位での実施が定められた。

このため、北海道においては、当市を含め道内の全市町村（180団体）を構成員とする広域連合が設立され、広域連合は対象者に対する給付や資格管理、

保険料の賦課決定等を行うこととなった。

また、構成員である市町村は保険料の徴収及び申請の受付等の業務を行うものとされている。

このように対象者の医療保険制度を広域連合と市町村とで行うことから、対象者の識別番号、氏名、生年月日、住所、性別、家族状況、障害、所得課税状況、公的扶助、介護保険料、基礎年金コード等の個人情報共有する必要があり、市の保有する対象者の個人情報（現行の老人保健に係るデータの提供等含む）を他の地方公共団体に該当する広域連合に提供するものである。

提供する手法は、市に広域連合業務の窓口処理サーバー（広域連合が設置）を設置し、市の基幹系システムである総合市民情報システムとオンライン結合（連携用サーバー等の所要のシステムを構築）し、広域連合のシステムに必要なデータを提供又は市の総合市民情報システムが必要とするデータを取得する。

広域連合と市に設置する窓口処理サーバー間の通信は、国や地方公共団体間を結ぶLGWAN（ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク）を利用する。

このことから、北広島市個人情報保護条例第9条第2項に基づき、外部とのオンライン結合による個人情報の提供について、北広島市情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めるという内容である。

【審査会の判断理由】

1 基本的な考え方

市の保有する個人情報は、収集の制限、適正管理、利用・提供の制限などを設け適正な取り扱いを確保するとともに、個人の権利利益を保護することにより、公正な市政を図るものである。

市の保有する個人情報を外部とのオンライン結合により提供することは、北広島市個人情報保護条例第9条第1項により、制限されている事項である。

オンライン結合は事務処理の効率化に大きく寄与する反面、情報に随時アクセスすることが可能となり、情報漏洩等により個人の権利利益を侵害するおそれが大いと考えられるのがその理由である。

一方、同条例第9条第2項では法令等に基づくとき又は、公益上必要であり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、本審査会の意見を聴いた上で、オンライン結合により個人情報を提供することができると定めている。

本件は、オンライン結合の概念である常時接続に本件が該当するか否かについては現時点のシステム概要からは明確となっていないが、機械的にデータを送受信等するシステムが構築されることから、厳格的な取扱いを行うも

のとしオンライン結合とみなしその適否を判断するものとした。

このため本審査会では、その必要性及び安全性など、同条例第9条第2項の該当性について審査した。

2 具体的な判断及び理由

【必要性】

これまで実施機関は、法改正前の老人保健制度において制度運営上の必要な情報は、同一実施機関内の関係部署の個人情報を目的外利用（個人情報保護条例第8条第1項第5号に該当）してきたが、法改正後においても実施機関の業務が根本的に変わるものではなく、制度運営上の必要とする情報は、所要の手続を経て目的外利用できるものと判断できる。

これまで実施機関が単独で行ってきた業務が、新たに設立された広域連合と共に実施するなどその内容は変化しているが、医療保険制度は対象者にとって欠くことのできないものであり、制度が円滑に運営されるため、広域連合と市町村の連携が必要であるということは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第4条においても明記されており、対象者の個人情報を共有することは制度運営上必要なことと判断する。

このため市民の異動情報を含め、資格管理や保険料の賦課に係る情報を適宜受け渡すことは、対象者が保健医療サービスを受けるうえでの必要条件であり、効率的且つ万全な業務処理体制を構築し市民サービスの即時性を高めることは市民の利益に合致するものであることからオンライン結合はやむを得ないものと判断する。

【安全性】

広域連合は、地方自治法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき北海道知事の許可を受けた特別地方公共団体で、議会や規約及び条例を有し、個人情報保護条例や情報公開・個人情報保護審査会条例が整備されていることから、提供した個人情報は適正な管理の下、適切に運用されるものとする。

ただし、市に設置する窓口処理サーバーと広域連合間はLGWANを利用するにしても常に操作者記録等を管理するなど、本審査会としては広域連合側にセキュリティ確保を求めるものである。

市のシステムとの結合によるデータの受け渡しにおいても、市側にインシニアティブを置く等により外部から市のシステムへの侵入を防ぐなど、安全性を確保する手段は構築できるものとする。ただし、情報漏洩の防止については常に最善の措置を講じられたい。